

マネパカード会員規約（改訂日：令和3年9月28日改訂）
新旧対照表

（下線部分改正）

改訂前	改訂後
<p>第2条（銀行等が行う為替取引ではないことの説明）</p> <p>（4）会員は、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護されております。当社では、履行保証金を法務局に供託するとともに、株式会社みずほ銀行、<u>オリックス銀行株式会社</u>との間で履行保証金保全契約を締結しております。</p>	<p>第2条（銀行等が行う為替取引ではないことの説明）</p> <p>（4）会員は、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護されております。当社では、履行保証金を法務局に供託するとともに、株式会社みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しております。</p>